規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	植物防疫法の一部を改正する法律案	
規制の名称	ア 侵入警戒有害動植物に係る通報制度 イ 緊急措置命令の拡充 ウ 総合防除計画における遵守事項に基づく農業者への防除の勧告・命令 エ 植物以外の物品による有害動植物の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ オ 土等による有害動植物のまん延の防止に係る措置の法への位置づけ カ 出入国旅客に対する携帯品の検査 キ 有害な雑草の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ ク 登録検査機関による輸出植物等の検査の一部実施	
規制の区分	新設、拡充、緩和	
担当部局	農林水産省 消費・安全局 植物防疫課	
評価実施時期	令和3年(2021年)11月~令和4年(2022年)2月	
規制の目的、内容及び 必要性等	ア 侵入警戒有害動植物に係る通報制度(新設) 従来、沖縄県を中心に飛来が確認されていたミカンコミバエ種群が九州各県で確認されるなど、近年、諸外国からの病害 虫の侵入リスクが増加している。現状のままでは、侵入した有害動植物の早期発見が遅れ、結果として、その分布範囲、防 除地域や被害規模が広がるおそれがある。 このため、侵入した有害動植物を早期に発見し、これを早期に、かつ、効率的に防除することにつなげるための調査体制 を整える必要がある。その対応の一つとして、侵入警戒有害動植物が新たに国内に侵入し、又はまん延するおそれがあると 認めた者は遅滞なく、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に通報しなければならないこととする。	

イ 緊急措置命令の拡充(拡充)

現在、植物防疫法(以下「法」という。)第 18 条第 2 項に基づく緊急措置命令の対象は、植物等の消毒・除去・廃棄の措置のみに限られているが、新たに国内に侵入した場合に重大な損害を与えるおそれが予測されている有害動植物の中には、まん延速度が速いものがある。このため、現状の措置だけでは侵入が確認された際に十分な対応ができず、侵入した有害動植物がまん延し、国内の農作物に重大な被害が生じるおそれがある。

このため、緊急でいとまがない場合に実施することができる緊急措置命令の内容に、既存の植物等の消毒等に加え、植物の栽培規制、植物等の移動規制及び物品又は施設の消毒等の措置を追加する。

ウ 総合防除計画における遵守事項に基づく農業者への防除の勧告・命令 (新設)

温暖化等による有害動植物の分布域の拡大・発生量の増加や、薬剤抵抗性の発達等により、有害動植物が発生しにくい生産条件の整備など有害動植物の発生予防と発生状況に応じた適時防除とを適切に組み合わせた防除に地域全体で取り組まなければ防除が困難なケースが生じている。

このため、指定有害動植物に関し、農林水産大臣が発生の予防を含めた防除を推進するための基本指針を、都道府県知事が当該防除の実施に関する計画を定めるほか、当該計画において農業者が遵守すべき事項を定めることができるようにした上で、農業者が遵守すべき事項に即して必要な助言・指導を行うとともに、それに即した防除が行われず、有害動植物がまん延し、農作物に重大な損害を与えるおそれがあると認めるとき等において、勧告・命令を行うことができるよう措置する。

エ 植物以外の物品による有害動植物の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ (新設)

近年、植物以外の物品を介した有害動植物の侵入又はまん延のリスクが国際的に指摘されている。国際植物防疫条約に基づく国際基準の策定も進められており、こうした動きに合わせて中古農業機械に対する輸入検疫を開始した国もある。また、現在、法に基づく緊急防除を実施しているテンサイシストセンチュウの国内への侵入経路の一つとして土の付着した中古農業機械が疑われるとの見解が示されているところ。植物及びその容器包装のみを輸入検疫の対象とする現状の措置だけでは、土や病害虫が付着した植物以外の物品を介し、新たな有害動植物が国内に侵入・まん延し、国内の農作物に被害が生じるおそれがある。

このため、植物以外の物品を介した検疫有害動植物の侵入を防止する目的で、植物防疫官が行う立入検査、輸出入検疫及び国内検疫のために講じる措置の対象に農機具等の物品を追加することができるよう措置する。

オ 土等による有害動植物のまん延の防止に係る措置の法への位置づけ(拡充)

現在、法に基づく緊急防除を実施しているジャガイモシロシストセンチュウやテンサイシストセンチュウは、土壌伝染性の有害動物であり、土の移動によりまん延することが知られている。また、有害動植物の中には、地域において共同利用される農業機械や訪花昆虫を介してまん延することが確認されているものもある。

このため、緊急防除を行うにあたり、移動規制を行える対象に土及び農機具等の物品等を追加するとともに、廃棄等を命令できる対象に有害動植物そのもの及び土を追加する。

カ 出入国旅客に対する携帯品の検査(新設)

近年、中国などアジア諸国を中心とした訪日外国人の急増を背景として、入国者の手荷物として持ち込まれる輸入禁止品などが増加しており、海外からの有害動植物の侵入リスクが高まっている。植物防疫官に入国者が植物等を所有しているかどうかについて質問・検査を行う権限が付与されていない現状のままでは、入国者が持ち込んだ輸入禁止品等を介し、検疫有害動植物が国内に侵入・まん延し、国内の農作物に重大な被害が生じるおそれがある。

このため、植物防疫官が入国者に対して、その携帯品のうちに、植物、検疫指定物品又は輸入禁止品が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品を検査することができるよう措置する。また、出国客に対しても同様の措置を講ずる。

キ 有害な雑草の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ (新設)

植物防疫に関する国際ルールの中で有害動植物に雑草が含まれることが明確化され、実際に米国、豪州等多くの国において雑草が検疫の対象とされている。また、近年、国内においても、外来雑草が有用な植物に被害を与えているとの情報があるところ。

このため、有害植物の定義に「草」を追加し、有用な農作物に損害を与えるおそれがある雑草を新たに検疫及び防除の対象とすることができるようにする。

ク 登録検査機関による輸出植物等の検査の一部実施(緩和)

政府として農林水産物の輸出に向けた取組を行っており、食料・農業・農村基本計画等では農林水産物・食品の輸出額を2030年までに5兆円とする目標が設定されたところ。このような状況の中で、近年、輸出植物等の検査業務は急増(平成22年:約5.7万件→令和元年:約9.4万件)しており、今後も増加が見込まれる状況にある。加えて、近年、輸入国の要求事項が検査に時間を要するPCR 法を用いた精密検査、消毒など多様化している。一方、国際植物防疫条約及び同条約に

基づく国際基準では、国の権限の下で政府職員以外の者も植物検疫証明書の発給のための検査を行うことが許容されており、実際に米国や豪州等において政府職員以外の者が輸出検査を行っているところ、我が国では輸出検査を行える者が国のみに限定されている。このように、輸出植物等の検査件数及び輸入国が要求する検査が多様化する中で、国(植物防疫所)の人員だけで検査を行う現状の仕組みのままでは、輸出者のニーズに応じた輸出植物等の検査への迅速な検査が行えなくなる可能性があり、円滑な輸出に支障をきたすおそれがある。

このため、検査を行うために必要な知識や能力等、法で規定した要件に適合する者として農林水産大臣の登録を受けた者(登録検査機関)も輸出検査を行うことができるよう、措置する。

ア 侵入警戒有害動植物に係る通報制度

想定される代替案		法第 21 条の都道府県による侵入有害動植物の報告を活用する。	
直接的な費用の把握		改正案の場合	代替案の場合
	遵守費用	侵入警戒有害動植物の通報に関しては、10 分程度の短時間	規制案と同様に、ほぼない。
		の通信費しか発生しないと思われるため、遵守費用の増加は	
		ほぼない。	
	行政費用	侵入警戒有害動植物の通報に関しては、受理した情報の事	規制案と同様に、ほぼ発生しない。
		務処理業務しか発生しないため、行政費用の増加はほぼな	
		l,	
直接的な効	効果(便益)の	本措置は、侵入病害虫の早期発見、早期防除に資するもの	措置の有効性に問題があるため、本規制案と比べて防除
把握		であり、数十億円に至ることもある緊急防除経費に要する費	経費削減効果が低く、よって便益も本規制案より少なくな
		用を削減することができる。なお、具体的な便益について	న .
		は、緊急防除の対象病害虫、範囲、期間等事案毎に異なるた	
		め、便益の定量化は困難。	
費用と効果(便益)の関		遵守費用及び行政費用の増加はほぼない。	
係 一方、これらの措置を講ずることで、同様の例において場合によっては数十億円を		よっては数十億円を要する緊急防除に係る経費を最小限度に	
抑える効果が期待でき、費用より便益の方が上回ると考えられることから、当該規制を導入することは妥当である		ことから、当該規制を導入することは妥当である。	

イ 緊急措置命令の拡充

想定される代替案		緊急でいとまがない場合に実施できる緊急措置の内容として、植物の移動制限のみを法において措置する。	
直接的な費用の把握		改正案の場合	代替案の場合
	遵守費用	緊急措置命令の拡充により農業者の取り組むべき防除対策	規制案と同様に、発生しない。
		は増えるものの、緊急防除の実施により生じた損失は国費に	
		より補償される(法第20条)ため、遵守費用の増加は生じな	
		ر،	
	行政費用	緊急措置命令の拡充により植物防疫官による移動規制に関	規制案と同様に、発生しない。
		する監視業務は増えるものの、こうした業務は告示後に行う	
		こととなる業務の前倒しであり、全体として行政費用の増加	
		は生じない。	
直接的な郊	カ果(便益)の	本措置は、緊急防除の期間の拡大の防止を通じて、早期防	措置の有効性に問題があるため、本規制案と比べて防除
把握		除に資するものであり、数十億円に至ることもある緊急防除	経費削減効果が低く、よって便益も本規制案より少なくな
		に要する費用を削減することができる。なお、具体的な便益	る。
		については、緊急防除の対象病害虫、範囲、期間等事案毎に	
		異なるため、便益の定量化は困難。	
費用と効果(便益)の関 遵守費用の増加は生じない。また、全体として行政費用の増加は生じ		遵守費用の増加は生じない。また、全体として行政費用の増加	は生じない。
係 —		一方、これらの措置を講ずることで、同様の例において場合によっては数十億円を要する緊急防除に係る経費を最小限度に	
抑える効果		抑える効果が期待でき、費用より便益の方が上回ると考えられる	ことから、当該規制を導入することは妥当である。

ウ 総合防除計画における遵守事項に基づく農業者への防除の勧告・命令

想定される代替案	遵守事項の勧告のみを規定し、命令措置は規定しない。	
直接的な費用の把握	改正案の場合	代替案の場合
遵守費用	法改正後の指定有害動植物の防除では、国の総合防除基本 指針に即し、都道府県が総合防除計画を策定するとともに、 必要に応じて農業者が遵守すべき事項を定め、これに基づき 農業者に対し防除に関して必要な助言と指導を実施すること で、指定有害動植物のまん延の防止を図っていくこととして いる。 農業者への勧告・命令は、こうした都道府県の助言・指導 を行ったにもかかわらず、農業者が遵守事項を遵守せず、農 作物に重大な損害を与えるおそれがある場合に行うものであ り、その遵守費用は、都道府県が設定する遵守事項が決まら ないと具体的な試算は困難である。一方で、総合防除におけ る遵守事項は、農業者が病害虫を適切に防除していく上で不 可欠となる通常の営農活動の範囲内の取組みであると想定さ れることから、勧告・命令に伴う遵守費用は小さい。	規制案と同様に、小さい。
行政費用	農業者への勧告・命令に伴う行政費用については、病害虫 防除に係る企画や防除指導がこれまでも都道府県病害虫防除 所の業務として実施されてきたものであり、また、本措置は 防除指導の効率的な実施に資するものであることから追加的 な行政費用は生じない。	規制案と同様に、発生しない。

直接的な効果(便益)の	総合防除を行わない農業者がいた場合に、有害動植物がま	代替案の措置では農作物への重大な損害を確実には防げ
把握	ん延し周囲の農作物に被害を与えることによる損失の回避が	ないことから、本規制案と比べて防除経費削減効果が低
	期待できるが、案件毎に大きく異なるため便益の定量化は困	く、よって便益も本規制案より少なくなる。
	難。	
費用と効果(便益)の関 係	追加的な遵守費用や行政費用はほぼ発生せず、一方で本措置の実施により有害動植物のまん延に伴う周囲の農作物への損失 を回避する効果が便益として見込まれることから、当該規制を導入することは妥当である。	

エ 植物以外の物品による有害動植物の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ

想定される代替案	土等の付着リスクがある物品について、一律に輸入を禁止する	,)
直接的な費用の把握	改正案の場合	代替案の場合
遵守費用	国際基準等において最もリスクが高いとされている中古農業機械を新たに輸入検査の対象に追加した場合、輸入検査の実施にあたり、コンテナターミナル等の輸入港の一定の場所にその荷口を留め置くための費用(手数料)が必要となることが想定される。 具体的には、コンテナターミナルの場合では輸入者がターミナル管理者に支払う費用(手数料)として、約22,000円/コンテナの費用の発生が見込まれる。	検疫対象とする物品自体を輸入禁止とすれば、輸入予定品をより高価な新品に切り替えるなどの多額の遵守費用が発生する。
行政費用	植物以外の物品に対する輸入検査等の実施にあたり、国 (植物防疫所)において生じる費用の増加額については、検 査の対象とする物品の範囲や具体的な検査の実施方法が明確 となっていない現段階において推計するのは困難であるが、 例えば農業機械は新車、中古合わせて全体で 4 万~12 万台/ 年程度輸入されていると推定され、このうち 1 割程度が中古 農業機械と仮定した場合、新たに発生する中古農業機械の検 査件数は、多くて 12,000 件程度となり、こうした検査増に対 応する行政費用が発生すると考えられる。 (現在、全国の植物防疫官 963 名で年間 563,635 件の輸入 貨物検査(1人あたり 585 件)に対応しているところ。)	追加の行政費用は発生しない。

直接的な効果(便益)の 把握

本措置により中古農業機械を介した検疫有害動植物の侵入 を防止することにより、当該検疫有害動植物の侵入による農 作物被害や防除費用の発生を最小限に抑えることができる。

例えば、欧米などに分布するニセネコブセンチュウは輸入中古農業機械に付着した汚染土壌により人為分散することが知られているが、当該センチュウにより馬鈴しょでは約65%の減収が生じたとの報告があり、当該センチュウが汚染土壌を介して我が国に侵入した場合、想定される被害の大きさから緊急防除を行う可能性も考えられ、その場合の費用は数十億円に至ることもあるが、本措置により当該費用の発生を回避する効果が期待できる。

物品に付着する有害動植物による被害に伴う損失の回避 が本規制案と同様に図れることから、本規制案を行った場 合と同程度の便益が期待できる。

費用と効果(便益)の関 係

遵守費用に関しては、コンテナ 1 個当たり約 22,000 円の輸入検査受検に係る遵守費用の発生が見込まれ、追加的な行政費用が発生する場合は検査を行う植物防疫官の増員に伴う人件費のみと思われる。

一方、これらの措置を講ずることで、我が国の農作物の被害とそれに伴う減収を最小限に抑える便益が期待でき、場合によっては数十億円を要する緊急防除に係る経費の発生を回避する効果が期待できると考えられ、明らかに費用よりも便益の方が上回るため、当該規制を導入することは妥当である。

オ 土等による有害動植物のまん延の防止に係る措置の法への位置づけ

想定される代替案 緊急防除を行うにあたり、消毒、廃棄、除去等の命令対象に有害動植物そのもの及び土を追加するが、移動制限の 土等を追加する措置は行わない。		「害動植物そのもの及び土を追加するが、移動制限の対象物に	
直接的な費用の	の把握	改正案の場合	代替案の場合
遵	空費用	緊急措置命令の拡充により農業者の取り組むべき防除対策 は増えるものの、緊急防除の実施により生じた損失は国費に より補償される(法第20条)ため、遵守費用は発生しない。	規制案と同様に、生じない。
行	下 政費用	緊急防除及びその関連対策の実施にあたり、国(植物防疫所)において生じる費用の増加額については、対象となる防除の事案により異なるため推計するのは困難だが、本措置は、緊急防除の迅速かつ効果的な実施のために行うものであり、緊急防除の対象地域や期間の拡大を防止する効果を有することから、全体として行政費用の増加は生じない又は限定的なものになると想定される。	本規制案と同様に、生じない又は限定的なものになると想定される。
直接的な効果(便益)の 把握		本措置は、緊急防除の範囲の拡大の防止を通じて、早期防 除に資するものであり、数十億円に至ることもある緊急防除 に要する費用を削減することができる。なお、具体的な便益 については、緊急防除の対象病害虫、範囲、期間等事案毎に 異なるため、便益の定量化は困難。	措置の実効性を確保できないことから、本規制案と比べ て防除経費削減効果が低く、よって便益も本規制案より少 なくなる。
係 一方、これらの打		遵守費用は発生しない。また、全体として行政費用の増加は生 一方、これらの措置を講ずることで、同様の例において場合に 抑える効果が期待でき、費用より便益の方が上回ると考えられる	よっては数十億円を要する緊急防除に係る経費を最小限度に

力 出入国旅客に対する携帯品の検査

想定される代替案		植物防疫官の権限につき、携帯品に係る質問権限のみを新たに付与する。	
直接的な費用の把握		改正案の場合	代替案の場合
	遵守費用	出入国者の携帯品中の植物等の有無の質問・検査権限の付	規制案と同様に、ほとんど生じない。
		与については、携帯品の検査や質問を受けるのみであり、遵	
		守費用はほとんど生じない。	
	行政費用	これまで任意で行ってきた質問・検査について、法的権限	本規制案と同様に、追加の費用は発生しない。
		に基づく強制力のある業務として追加したものであるため、	
		追加の行政費用は発生せず、むしろ検査業務の円滑化による	
		行政費用の低減が期待できる。	
直接的な効果(便益)の		新たに植物防疫官に、植物等の持ち込みの有無に関しての	措置の実効性を確保できないことから、本規制案と比べ
把握		質問・検査権限を付与することにより、水際での検疫の強化	て防除経費削減効果が低く、よって便益も本規制案より少
		が行われれば、有害動植物の侵入による損害や防除費用の発	なくなる。
		生を最小限に抑えることが期待できる。例えば、チチュウカ	
		イミバエやミカンコミバエなどの輸入禁止対象ミバエ類が輸	
		入禁止品の果実を介して我が国に侵入した場合、その緊急防	
		除の費用は数十億円に至ることも考えられるが、本措置によ	
		り当該費用の発生を回避する効果が期待できる。	
費用と効果	見(便益)の関	追加的な遵守費用や行政費用は発生せず、場合によっては数十	- 億円を要することもある有害動植物の侵入による損害や防除
係		費用の発生を最小限に抑えることができるようになることから、	当該規制を導入することは妥当である。

キ 有害な雑草の侵入・まん延の防止に係る措置の法への位置づけ

想定される代替案		法に措置を位置づけること以外に代替案は想定されない。	
直接的な費用の把握		改正案の場合	代替案の場合
	遵守費用	特定の雑草を輸入検疫の対象とするためには、国際植物防	(代替案は想定されない)
		疫条約の定めによりリスク分析の手続を経る必要があり、ま	
		た検疫措置の具体的内容についてもリスク分析により決定す	
		る必要がある。このため、遵守費用は、今後、個別の雑草種	
		を検疫有害動植物として省令において指定する際に、リスク	
		分析で決定した検疫措置の具体的内容に応じた額として事前	
		評価の中で示していく。	
	行政費用	遵守費用と同様、今後、リスク分析で決定した検疫措置の	(代替案は想定されない)
		具体的内容に応じた額として省令の事前評価の中で示してい	
		< ∘	
直接的な効	カ果(便益)の	輸入検疫の対象とする雑草は、今後、リスク分析手法等を	(代替案は想定されない)
把握		確立し、これに基づき評価を行い決定していくこととなるた	
		め、具体的な便益の額は、リスク分析で決定した検疫措置の	
		具体的内容に応じた額として省令の事前評価の中で示してい	
		くが、仮に海外で農作物に重大な損害を与える雑草があった	
		場合に、本措置を導入することにより、国内の農作物に被害	
		を与える雑草の侵入による損害や防除費用の発生を最小限に	
		抑えることができるものと考えている。	
費用と効果	県(便益)の関	輸入される雑草に対し、新たに検疫措置を実施すれば、日本未	- ∈発生の雑草による我が国の農作物の被害とそれに伴う減収を
係		未然に防ぐ便益が期待できる。	
		一方、追加的な遵守費用や行政費用は、検疫措置の具体的な内	P容を今後行うリスク分析により決定するため、決定した検疫

措置の具体的内容に応じた額として省令の事前評価で示すこととなる。しかし、検疫措置の具体的な内容の決定にあたっては、リスク分析の一環として費用対効果も評価することになるため、今後決定する検疫措置の具体的な内容は、その実施に伴い発生する費用よりも得られる便益が高いものとなる予定。

このため、当該規制を導入することは妥当である。

ク 登録検査機関による輸出植物等の検査の一部実施

想定される代替案	登録検査機関が全ての検査と検疫証明書の発給を行えるようにする。	
直接的な費用の把握	改正案の場合	代替案の場合
遵守費用	登録検査機関の中には検査手数料を徴収するものがあると 思われるが、輸出者は検査を行う者について、検査に要する 時間や検査場所の利便性など検査手数料以外の要素も考慮の 上、自らの意思により、国及び登録検査機関のなかから任意 の者を選択することができることから今回の措置は必ずしも 追加の遵守費用が生じるものではない。	規制案と同様に、必ずしも遵守費用が生じるものではない。
行政費用	登録検査機関が輸出検査の一部を行う際の具体的な運用に ついて確定した内容がない現段階において費用を把握するこ とは困難だが、登録検査機関が検査の一部を担うことによ り、国(植物防疫課及び植物防疫所)が行う輸出検査に係る 業務量の低減が期待できる一方で、登録機関の登録や管理に 伴う新たな業務が国に発生するので、全体として、これまで の費用と比べて大きな差は生じないものと思われる。	本規制案と同様に、輸出検査に係る業務量の低減による 行政費用の削減が期待できる一方で、登録機関の登録や管 理に伴う新たな業務が国に発生するため行政費用の追加が 見込まれる。
直接的な効果 (便益)の 把握	本規制の緩和は、輸出検査を行える者を従来の国(植物防疫官)に加え国が登録した第三者機関にも拡げることで、輸出者に対し受検機会の利便性を高めるものであり、直接の金銭的な便益は発生しないが、例えば精密検定対象の種子の荷口が港の倉庫に保管されていた場合に当該倉庫における種子の保管料として2万円/t/日の費用を削減できることになるなど、輸出量の増加や輸出コストの低減というかたちで間接的な便益をもたらすものと考える。	遵守費用としての便益について、本規制案と同様に、間接的な便益が得られるものと思われる。

費用と効果(便益)の関

行政費用については、具体的な運用が明確となっていない現時点において推計は困難だが、これまでの費用と比べて大きな 差は生じないものと思われる。

一方、これらの措置を講ずることで、輸出者に対し受検に係る選択肢を増やし利便性を高めることに伴う間接的な便益の発 生が期待できることから当該規制を導入することは妥当である。

副次的な影響及び波及 的な影響の把握

有用な植物を害する有害動植物に対する検疫及び防除に係 る新たな規制の導入により有害動植物の付着リスクが軽減す ることで、日本産ブランドへの信頼が確保され、価格が落ち ることなく我が国の高品質な農林産物の生産・販売につなが り、我が国の農林業の発展と輸出促進に大きく寄与するもの と考えられる。

また、総合防除の推進を図ることができ、この効果とし て、使用農薬量の削減による環境負荷の低減や防除に要する 作業時間の削減などが期待できる。

多くは現状維持であり、副次的な影響や波及的な影響は、 見込まれない。

その他の関連事項

本法改正に向けた有識者会議(植物防疫の在り方に関する検討会)を下記のとおり開催し、病害虫の侵入・まん延りスクの 高まり等、植物防疫制度を取り巻く状況の変化を踏まえた植物防疫制度の在り方について検討が行われた。

- ・ 植物防疫をめぐる状況の変化と課題について (第1回 令和3年3月26日)
- 病害虫の発生予防・駆除・まん延防止措置について(第2回 令和3年4月27日)
- 輸出入検査等の植物検疫措置について (第3回 令和3年5月28日)
- 植物防疫の在り方について(中間論点整理) (第4回 令和3年6月30日)

事後評価の実施時期等

法施行後5年を目処として事後評価を実施する。

備考